

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道中川郡池田町長

公表日

令和5年5月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、高齢者の医療に関する法律に基づき、各種検診、予防接種、健康相談等の事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①がん検診及び特定健診等の予約受付、受診、結果の記録管理 ②予防接種の実施、給付の支給に関する事務 ③各種訪問・相談記録等の管理</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一(10、76、93-2の項)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第54条、第67条の2番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田町保健子育て課
②所属長の役職名	保健子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	池田町保健子育て課保健推進係 北海道中川郡池田町字西3条5丁目 015-572-2100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	池田町総務課情報防災係 北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地 015-572-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 三坂至賢	保健福祉課長 辻 誠	事後	
	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 保健福祉課長 辻 誠	②所属長 保健福祉課長	事後	
令和1年6月19日	IVリスク対策		改正後の様式による記載内容の追加	事後	様式変更による変更のため
令和1年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 池田町保健福祉課 ②所属長の役職名 保健福祉課長	①部署 池田町保健子育て課 ②所属長の役職名 保健子育て課長	事後	
令和1年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 池田町保健福祉課保健推進係	請求先 池田町保健子育て課保健推進係	事後	
令和1年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 池田町総務課情報係	連絡先 池田町総務課情報防災係	事後	
令和3年3月11日	1-②事務の概要	・健康増進法、予防接種法、高齢者の医療に関する法律に基づき、各種検診、予防接種、健康相談等の事務を行う。	・健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、高齢者の医療に関する法律に基づき、各種検診、予防接種、健康相談等の事務を行う。	事後	
令和3年3月11日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(10、76の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(10、76、93-2の項)	事後	
令和3年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、17、18、19の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、17、18、19、115-2の項)	事後	
令和3年3月11日	IIしきい値判断の、対象者数、取扱者数の基準日	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	1-②事務の概要	(なし)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月7日	1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年6月7日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	(なし)	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年10月14日	1-②事務の概要	(なし)	予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月10日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年2月15日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第54条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第54条、第67条の2	事後	
令和4年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、17、18、19の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、115の2の項)	事後	
令和4年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、115の2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2の項)	事前	
令和5年5月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	